

**こども家庭庁設置法施行に伴う関係法律改正にかかる
地方独立行政法人神奈川県立病院機構中期計画の変更について（概要）**

1 変更の背景

- 令和4年6月22日公布された「こども家庭庁設置法（令和5年4月1日施行）」の施行に伴い、児童福祉法その他の関係法律の整備のため、同日、「こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（令和5年4月1日施行）」が公布された。
- 「こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」では、神奈川県立病院機構中期計画（以下、中期計画という。）中、料金について定める根拠法が改正対象となっている。
- 中期計画変更にかかる該当の改正法及び改正内容は、以下のとおりである。

	新	旧
児童福祉法 第24条の 2第2項第 1号	同一の月に受けた指定入所支援について、指定入所支援に通常要する費用（入所特定費用を除く。）につき、 <u>内閣総理大臣</u> が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定入所支援に要した費用（入所特定費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に指定入所支援に要した費用の額）を合計した額	同一の月に受けた指定入所支援について、指定入所支援に通常要する費用（入所特定費用を除く。）につき、 <u>厚生労働大臣</u> が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定入所支援に要した費用（入所特定費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に指定入所支援に要した費用の額）を合計した額
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第29条第3 項第1号	同一の月に受けた指定障害福祉サービス等について、障害福祉サービスの種類ごとに指定障害福祉サービス等に通常要する費用（特定費用を除く。）につき、 <u>主務大臣</u> が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定障害福祉サービス等に要した費用（特定費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に指定障害福祉サービス等に要した費用の額）を合計した額	同一の月に受けた指定障害福祉サービス等について、障害福祉サービスの種類ごとに指定障害福祉サービス等に通常要する費用（特定費用を除く。）につき、 <u>厚生労働大臣</u> が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定障害福祉サービス等に要した費用（特定費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に指定障害福祉サービス等に要した費用の額）を合計した額

- 中期計画中、「第9 料金に関する事項」の「2 その他の料金」の表中にて、上記の児童福祉法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の改正条項を引用している箇所があるため、中期計画の変更が必要となる。

2 変更内容

中期計画「第9 料金に関する事項」「2 その他の料金」の表中

種別	金額
児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第2項に規定する障害児入所支援	（旧）児童福祉法第24条の2第2項第1号に規定する <u>厚生労働大臣</u> が定める基準により算定した費用の額（以下略）
	（新）児童福祉法第24条の2第2項第1号に規定する <u>内閣総理大臣</u> が定める基準により算定した費用の額（以下略）
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第5条第2項、第5項、第8項及び第9項に掲げる障害福祉サービス	（旧）障害者総合支援法第29条第3項第1号に規定する <u>厚生労働大臣</u> が定める基準により算定した費用の額（以下略）
	（新）障害者総合支援法第29条第3項第1号に規定する <u>主務大臣</u> が定める基準により算定した費用の額（以下略）

3 施行日

令和5年第2回定例会議決後速やかに認可